

令和8年8月31日

くしろバス株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和8年8月31日付けで、くしろバス株式会社（釧路市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせします。

1. 事業者名

くしろバス株式会社（釧路市文苑2丁目1番1号）

代表取締役社長 深谷 晋也

2. 対象路線

一般乗合バス路線

3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
○対キロ区間制	○対キロ区間制
基準賃率 40.4円※1	基準賃率 48.9円※1
初乗運賃 160円	初乗運賃 220円
○特殊区間制	○特殊区間制
1区 210円	廃止※2
2区 220円	
3区 230円	
○地帯制	○地帯制
新設※2	第一地帯 220円
	第二地帯 280円
	第三地帯 340円
	第四地帯 400円
	第五地帯 460円
	第六地帯 520円
	第七地帯 560円

※1 現行の基準賃率は消費税5%を含み、認可した基準賃率は消費税10%を含む

※2 釧路市を中心とする地帯制に移行する

(主要区間の実施運賃等)

実際に旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<http://www.kushirobus.jp/>

4. 実施予定日

令和8年10月1日（木）

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課

經亀（きょうかめ）、平田

TEL：011-290-2741